

かいぎん

News-Release

平成 24年 11月 30日

各 位

株 式 会 社 沖 縄 海 邦 銀 行

〒900-8686 那覇市前島2丁目21番7号

金融円滑化法期限到来後の当行の方針について

～金融円滑化に関する取り組みの継続について～

株式会社 沖縄海邦銀行（頭取：上地 英由）は、借り手である中小企業等に対して積極的に経営改善支援等を行い、適切な金融仲介機能を発揮することにより、金融円滑化に関する取り組みを推進し、地域経済の発展・活性化に貢献することを目指しております。

平成 22 年 1 月に「金融円滑化管理方針」を定め、これまで厳しい経営環境にある中小企業等に対して、他の金融機関との連携を図りながら、貸付条件変更や円滑な資金供給、および経営改善支援を行うなど、金融円滑化に関する取り組みについて、積極的に対応してまいりました。

金融円滑化法の期限到来を迎えるにあたって、平成 24 年 11 月 1 日に金融担当大臣談話（「中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針等について」）が公表されておりますが、その中で、金融庁は金融機関に対し金融円滑化法期限到来後においても個々の借り手の状況を把握し他の金融機関との連携を図りながら、貸付条件変更や円滑な資金供給に努めるよう促していく旨の方針が示されております。

つきましては、当行では上記の金融担当大臣談話の主旨も踏まえ、平成 25 年 3 月末の金融円滑化法の期限到来後も、「金融円滑化管理方針」に基づいて、貸付条件変更や円滑な資金供給および経営改善支援等の金融円滑化に関する取り組みについて、これまで同様に対応してまいります。

《お問い合わせ先》

融資管理部 経営サポート担当 宇栄原
:(098) 867-6665 (直通)

以上

< 当行の金融円滑化に関する取り組みについて >

～ 「金融円滑化管理方針」より抜粋～

- ✓ 顧客からの新規融資や条件変更等の申込に対して、過去に貸付条件変更が行われた等の取引実績に捉われることなく、顧客の経営実態等を踏まえた適切な審査を行う。
- ✓ 顧客より、経営改善計画の策定支援の要請がある場合には、主管部および関係部署が連携し、経営改善計画の策定支援に関する助言を行う。また、策定された経営改善計画について主管部および関係部署が連携して継続的な進捗確認を行うとともに、計画の履行状況に応じて経営改善に関する経営指導・助言を行う。
- ✓ 中小企業者から新規融資の相談、申込があった場合には、当該中小企業者の損益状況、資金繰り等、事業の状況を十分に検討した上で、可能な限りこれに応じるよう努める。
- ✓ 中小企業者から貸付条件変更等の相談、申込があった場合には、事業の改善または再生の可能性、その他の状況を十分に検討し、可能な限りこれに応じるよう努める。
- ✓ 新規融資および貸付条件変更の相談、申込のある中小企業者について、当行以外に他の金融機関等との取引がある場合には、守秘義務等に留意しつつ、関係する他の金融機関、政府系金融機関、信用保証協会、保証会社等、中小企業再生支援協議会が関係している場合には、当該者と緊密な連携を図るよう努める。
- ✓ 住宅資金借入者から貸付条件変更等の相談・申込があった場合には、当該借入者の財産および収入の状況を十分に検討し、可能な限りこれに応じるよう努める。
- ✓ 住宅資金借入者について、当行以外に他の金融機関等との取引がある場合には、守秘義務に留意しつつ、関係する金融機関、保証会社等と緊密な連携を図るよう努める。

詳細は「金融円滑化管理方針」をご覧ください。